



ハグロワンダー



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



謹んで新年のお慶びを申し上げます

初競りでの最高値落札に懸ける「マグロ大王」の執念とは…
築地マグロ初競り「すしざんまい」今年 7,420 万円

P1



テレビ等でご覧になられた方も多いと思いますが、東京・築地市場で 5 日、新春恒例の初競りが開かれ、青森県大間町産の 212 キロのクロマグロ 1 匹が、7,420 万円にて落札されました。史上最高値の 1 億 5,540 万円をつけた 2013 年以来 4 年ぶりの高値で、1 キロあたり 35 万円という価格は、前年の約 5 倍ということでした。

今年は“元気寿司”が初参戦と噂され、“築地すし好”と“すしざんまい”との三つ巴の競り合いが注目を集めたようですが、結果的に“すしざんまい”が見事 6 年連続最高値で落札。“すしざんまい”の「マグロ大王」木村清社長は、初競りでクロマグロを最高値で落札することに毎年「執念」を燃やし続けておられるようです。

この「執念」は一体どこから来るものなのでしょうか？初モノのご祝儀相場とはいえ、通常の何十倍も払って仕入れるのは常軌を逸しているとは考えられません。この 1 匹 212 キロのマグロから約 15,000 貫の寿司ネタが取れるそうで、1 貫あたりネタの原価は 5 千円弱になります。これを通常通り大トロ 398 円中トロ 298 円赤身 158 円でお客さんに出すのですから、とても計算が合いません。

ニュースでは「広くマスコミ等に取り上げられ、広告に換算すれば 3 億円の効果がある」というマーケティングの専門家の分析も紹介されていました。今年は高値も予想されたため、マスコミの取り上げ方もずいぶんヒートアップしました。競りで 1 番を取る効果は、計り知れないものがあります。そう考えると、今年の 7,420 万円もコストパフォーマンス抜群の広告宣伝費となったのかもかもしれません。

しかし、私の申し上げたいのはここからです。私も以前は、初競りでの最高値落札は計算ずくの広告宣伝であり、パフォーマンスにすぎないと思って見ていました。でも実は、木村社長には少し違う想いがあるようです。決して会社の宣伝のためだけではなく、特に 4 年前の 1 億 5,540 万円の史上最高値には、木村社長なりの「熱い想い」があったようです。さらに、マグロの落札以外にも、いい意味で皆さんの期待を裏切る、唸るお話が多々あることも知りました。外から見ているだけではわからないものが沢山ありまして、改めてそのお考えの深さに感服させられました。

ここでこれ以上申し上げるのは差し控えますが、あとは今月開催の講演会にご参加頂ければおわかりになると存じます。事務所一同、多数のご参加をお待ちしております。

2017 新春特別講演会

“すしざんまい” 木村清社長が語る「マグロ大王」の“夢とロマン”

平成 29 年 1 月 23 日（月）15 時～17 時 姫路商工会議所にて開催

詳細・申込は、右記サイトよりどうぞ！ <http://www.onoe-kaikei.com/seminar/>



情報

平成29年度税制改正大綱が発表されました！

平成28年12月8日に、与党より「平成29年度税制改正大綱」が公表されました。以下に主な改正点をまとめてみました。

個人所得課税

【配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し】

- 所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を150万円（合計所得金額85万円）に引き上げ。控除額は逡減し、配偶者の給与収入金額約201万円（合計所得金額123万円）で消失。
- 納税者本人に所得制限を導入。給与収入金額1,120万円（合計所得金額900万円）で控除額が逡減を開始し、1,220万円（合計所得金額1,000万円）で消失。（注：所得が給与所得のみである場合）

資産課税

【居住用超高層建築物に係る課税の見直し】

- 居住用超高層建築物に係る固定資産税の税額の按分方法を、最近の取引価格の傾向を踏まえたものに見直し。

法人課税

【研究開発税制の見直し】

- 総額型の税額控除率（現行：8～10%、中小法人12%）を試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（6～14%、中小法人12～17%）とする制度に改組。・高水準型の適用期限を2年延長。・試験研究費の範囲に、新たなサービスの開発に係る一定の費用を追加。・特別試験研究費の対象費用や手続きの見直し。

【所得拡大促進税制の見直し】

- 大法人について、平均給与等支給額要件の見直し（現行：前年度超 → 前年度比2%以上増）。
 - ・平均給与等支給額が前年度比2%以上増加した場合の控除税額の拡充（現行：雇用者給与等支給額の24年度からの増加額の10% → 雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の2%（中小法人12%）を加算）。

【中堅・中小企業の支援】

- 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設（地域未来投資促進法（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除ができる制度を創設）。
- 中小企業投資促進税制の拡充（中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品・建物附属設備を対象に追加）。

【消費課税】

○酒税改革・税率構造の見直し

- ・ビール系飲料の税率について、平成38年10月に、1kl当たり155,000円（350ml換算54.25円）に一本化（3段階で実施）。その他の発泡性酒類（チューハイ等）の税率について、平成38年10月に、1kl当たり100,000円（350ml換算35円）に引き上げ。醸造酒類（清酒、果実酒等）の税率について、平成35年10月に、1kl当たり100,000円に一本化（2段階で実施）。

（次ページへ続く）

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



(前ページより続き)

P3

- ・ビールの定義の拡大 - 麦芽比率要件の緩和や副原料の拡大。
- ・地方創生に資する制度改正 - 訪日外国人旅行者等向け酒蔵ツーリズム免税や焼酎特区の創設。
- 車体課税の見直し
 - ・自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税見直し。自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例の見直し。
- 到着時免税店の導入
 - ・到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象に追加。



情報

セルフメディケーション税制が創設されました！

セルフメディケーション

税 控除対象

このマークが目印です

医療費控除という制度をご存知でしょうか？ご自身及び生計を一にする親族が使用した医療費の額が年 10 万円を超えた場合、確定申告を行うことでその超えた分を所得から差し引くことができ、所得税や住民税が減額されたり還付を受けたりできる制度です。ただし、医療費が 10 万円を超えることがなかなかないのが現状です。

そこで新たな制度『セルフメディケーション税制』が創設されたのでご紹介いたします。厚生労働省のホームページを参照しますと・・・。

『適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った額の合計額が 12,000 円を超えるときはその超える部分の金額について、その年分の総所得金額から控除する。』

難しいですね。そこで、かみ砕いて説明いたしますと、ドラッグストア等で医薬品を購入される方が一定の条件を満たした場合に確定申告を行うことで、税金が還付・減額される制度です。では、一定の条件とはどういったものでしょうか。

- ①その年にドラッグストア等で購入した医薬品の合計額が 12,000 円を超えた場合。
- ②健康診断を受けたり予防接種を受けるなど自身の健康管理を心がけている。

ということです。ただし、すべての医薬品が対象と言うわけではなく、対象となる医薬品かどうかは店員さんに確認していただくか、厚生労働省のホームページにも掲載されていますのでご確認ください。

制度の詳細は監査担当者までお気軽にお尋ね下さい。

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできませんのでご注意ください。

※確定申告では購入した医薬品の領収書が必要です。ご家族分も含めて大事に保管して下さい。

(記事担当：大西)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX